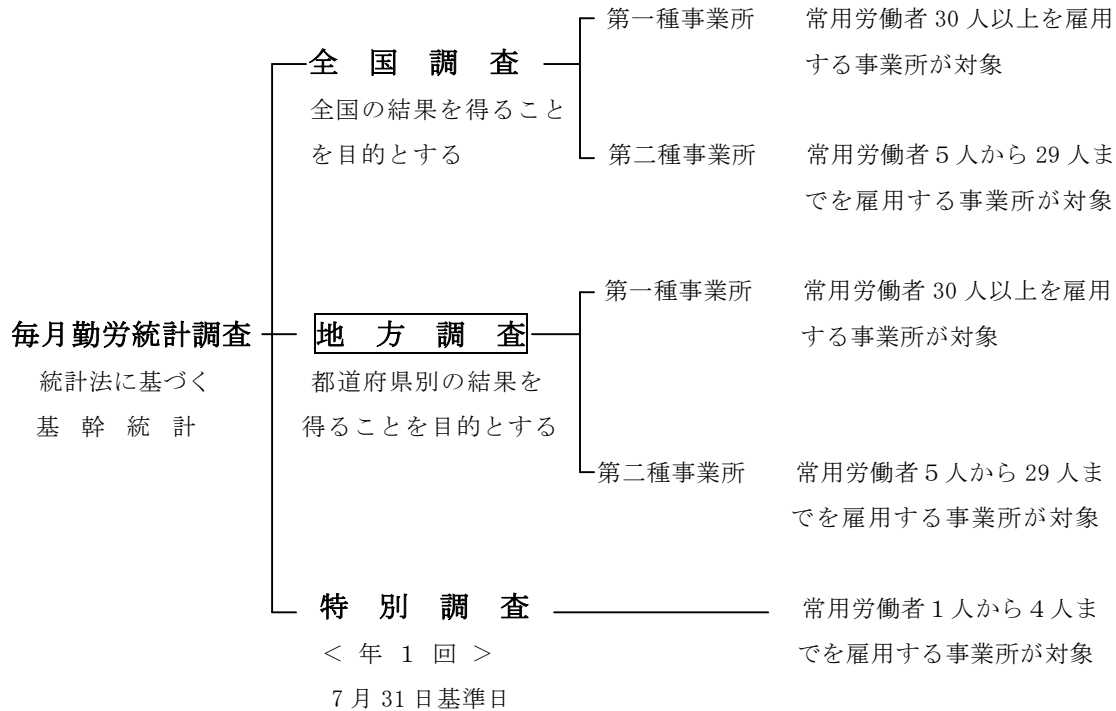


# 第 1 章 毎月勤労統計調査地方調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は統計法に基づく基幹統計であって、雇用、賃金および労働時間について、毎月、滋賀県における変動を明らかにすることを目的とする。



## 2. 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常用労働者を常時 5 人以上雇用する事業所の中から抽出された約 620 事業所について行った。

## 3. 主な用語の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額とは賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で払われるものをいう。

「きまって支給する給与」とは、労働協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約や就業規則等によらないで、一時的または突発的理由に基づいて支払われた給与、また、労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ア 給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるもの。
- イ 夏季、年末の賞与。
- ウ 結婚手当等支給事由の発生が不確実なもの。
- エ 過去に遡って算定された給与の追給額（ベースアップ、定期昇給等）。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

## (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

## (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

## (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうち何れかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めず、または1カ月を超える期間を定めて雇われている者。
- ② 日々または1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次の何れかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

## 4. 指数等の解説

この調査では、各調査結果の時系列変化比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を用いている。

現在は平成17年を基準年とし、指数は平成17年平均=100としている。

名目賃金指数 = 集計結果（賃金額）/基準数値×100

常用雇用紙数 = 集計結果（月末常用労働者数）/基準数値×100

実質賃金指数 = 名目賃金指数/消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)×100

## 5. 結果算定の方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対するよう復元して算定したものである。

## 6. 結果利用上の注意

(1) 日本産業分類の改訂に伴い、平成 22 年 1 月分（平成 21 年年末賞与の支給状況を除く。）から新産業分類に基づき表章している。

また、旧産業分類に基づいて表章している平成 21 年以前の結果との接続については、平成 18 年度事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が 3%以内に収まるものについて、単純に接続をさせることとした。

(2) 毎月勤労統計調査においては、時系列的なデータ比較を可能とするため、標本事業所の抽出替えに伴い新旧の標本差により生じるギャップを修正して増減率等を算出している。

直近では、平成 21 年 1 月分調査で第一種事業所（規模 30 人以上）の抽出替えを行い、その結果指数等を過去に遡り修正した。

(3) 製造業の中分類で調査事業所が僅少のものは表章を省略したが、製造業には含めて集計している。

(4) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が 100.0 にならない場合がある。

(5) 前年比については、原則として指数を用いて計算しているが、指数が作成できない産業においては実数により計算している。

## 凡 例

1. 統計表の符号の用語は次のとおりである。

「0」	単位未満
「-」	該当数字なしまたは公表扱いしないもの
「△」	減 少
「X」	統計法第41条により秘匿としたもの

2. 毎月勤労統計調査（地方調査）の表章産業等について

(1) 平成22年1月分調査結果から平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づき集計を行い、当該調査の表章産業は下表のとおり変更された。

(2) 旧産業分類に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年度事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる産業（接続の可否が◎、○、△、▲）について、単純に接続をさせることとし、平成21年以前の結果を接続しない産業（接続の可否が×）の指数、前年比および前年差は、算出できないため、表中において「-」と表記している。

(新)表章産業	略称	接続の可否	(旧)表章産業
TL 調査産業計		○	TL 調査産業計
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業	◎	D 鉱業
D 建設業	建設業	◎	E 建設業
E 製造業	製造業	◎	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	情報通信業	▲	H 情報通信業
H 運輸業, 郵便業	運輸業, 郵便業	▲	I 運輸業
I 卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	▲	J 卸売・小売業
J 金融業, 保険業	金融業, 保険業	◎	K 金融・保険業
K 不動産業, 物品賃貸業	不動産・物品賃貸業	×	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	学術研究等	×	
M 宿泊業, 飲食サービス業	飲食サービス業等	×	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	生活関連サービス等	×	
O 教育, 学習支援業	教育, 学習支援業	▲	O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	医療, 福祉	○	N 医療, 福祉
Q 複合サービス事業	複合サービス事業	▲	P 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	×	

**【記号の味方】**

◎：完全に接続する対応

△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応

○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応

×：その他の対応